平成２２年（フ）第２６１号
京都市中京区西ノ京右馬寮町５番地の１　コスモアベニュー二条通109号
債務者　真継　智美
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢野　計介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月７日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７４３号
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田1504番地１　鶴ヶ島中新田住宅202号、前住所埼玉県鶴ヶ島市大字藤金895番地11　丸本ハイツＡ―101号
債務者　加藤　久三
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長　　宏一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７４４号
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田1504番地１　鶴ヶ島中新田住宅202号、前住所埼玉県鶴ヶ島市大字藤金895番地11　丸本ハイツＡ―101号
債務者　加藤　節子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長　　宏一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２３２号
北海道河西郡芽室町東６条８丁目４番地13
債務者　児玉　智子（旧姓諏訪・岡本）
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩﨑　優子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第５８１号
金沢市八日市出町256番地　コーポイナ207号、従前の住所金沢市西金沢新町84番地
債務者　宮本　貴志
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　和樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３１９０号
愛知県春日井市松新町５丁目3287番地１　メルベーユ205号
債務者　山本　佳敬
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　和貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月10日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６６１号
茨城県東茨城郡大洗町磯道87番地、住民票上の住所茨城県東茨城郡大洗町大貫町959番地の２
債務者　梶間　正勝
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　萩野谷　興
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月９日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６６２号
茨城県東茨城郡大洗町磯道87番地、住民票上の住所茨城県東茨城郡大洗町大貫町959番地の２
債務者　梶間美知子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　萩野谷　興
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月９日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３３３５号
北海道恵庭市本町46番地の１　マック恵庭本町コート106
債務者　杉本　政人
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月10日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５６８号
大阪府高石市取石２丁目30番16号
債務者　土井　充代
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴野　高之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６３７号
堺市堺区中之町東２丁１番10号
債務者　寺村　佳浩
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴野　高之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４５６号
沖縄県那覇市具志１丁目10番７号　メゾン高良102
債務者　平良　正志
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮下哲太朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第５８５号
埼玉県越谷市花田７丁目13番地１　セレーシアヴィラ101号、旧住所埼玉県越谷市東越谷４丁目３番地27
債務者　佐藤　隆則
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中澤　伸浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６０５号
埼玉県春日部市赤沼858番地10
債務者　赤沼　修一
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関　　昌央
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６０６号
埼玉県春日部市赤沼858番地10
債務者　赤沼　純一
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関　　昌央
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６１８号
埼玉県春日部市増富158番地とよはる台サンハイツＥ―206
債務者　末吉　博實
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柳　　隆彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月18日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係